

兵高教組
確定速報No.3
2016年11月15日 調査情報16号

TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com



高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は、11月9日(水)に県教委と第2回目の賃金確定交渉を行いました。小橋教育次長からは、現在検討中で成案を示す段階には至っていないとしながら、国や他の都道府県の状況や課題認識について述べるにとどまりました。交渉団からは、県「行革」カット問題、超勤問題、介助員の賃金問題、再任用者への成績率導入問題等に、現場の実態を踏まえながら途切れることなく質問や意見が飛び交いました。次回の交渉は11月15日(火)に行われ、全教職員署名を提出する予定です。職場からの声を県教委へ届けましょう。

県「行革」の上に現給保障廃止は虫が良すぎる

小橋教育次長は「給与構造改革に係る現給保障は国は廃止、続けているのは本県のみ。総合的見直しの現給保障で期限を限っていないのは本県を含め4団体のみ」と回答し「国からも強い指導を受けており、現給保障の廃止を検討している」と回答しました。

○現場では行き場のない怒りが渦巻いている。他の都道府県の動向を見るというなら、賃金の独自カットこそ他の都道府県に合わせ即時に廃止すべきだ。

○独自カットをしながら、他方で現給保障の廃止

を検討しているとという。都合が良すぎる。

○行革は失敗だ。震災復興に乗じてコンクリートを流し続けたのが実態。兵庫県はアベノミクスを20年も前からやってきた。そのツケを我々に回すな。

勤務時間の把握は誰の責任か

また、前回の交渉で出された勤務時間の把握について、小橋教育次長から「校長からの報告によると、勤務実態は記録簿(従事時間申告表)で把握しており、小中学校においては95%の学校で記入されており、適正に把握されている」と述べ、交渉団から怒りの声が飛び交いました。

○電通の女子社員過労自殺事件では、入館と退館記録があったから判明した。記録簿はそうならない。誰かが亡くならないとこの問題は前進しないのか。

○勤務時間の把握は管理職の責任だ。それを記録簿や従事時間申告表への記入でませている。それで勤務時間を把握していると言えるのか。責任を職員に押し付けるな。勤務時間の把握が本当に記録簿や従事時間申告表でできると考えているか、見解を聞きたい。

○勤務時間の割り振りは(4週間という期限での)最後は取れなくても出せと言われる。それで勤務時間の把握できたと、超勤が減ったと言えるのか。しっかり正確な数字を出して「勤務時間の把握はできません」と言ってください。その上で話し合うべきだ。

県立学校の現場で「従事時間申告表」にあたるもののが、小中学校では「記録簿」です。

小橋教育次長の再回答

★行革カットについては、人事委員会からも早期回復を要請された。この交渉の間に労使合意を得られるよう最大限努力する。

★現給保障は「国と全く同じでなければならない」というわけではない」という人事委員会の見解も考慮に入れて総合的に判断したい。

★勤務時間の把握が大切との認識は持っている。

教職員の生活と誇りと志気を高める判断を!

交渉の最後に小野委員長は次のように締めくくりました。

○我々教職員が朝早くから夜遅くまで働いている実態が放置されている。県教委としてそれをどう考えるのか、校長からの報告だけで認識したと言わないでいただきたい。次回は県教委としての認識をお聞かせ願いたい。

☆ 10大要求署名を県教委へ! ☆

11月15日(火)の交渉で第1次分を提出します。
第2次分は24日(木)の交渉で追加提出します。

介助員賃金は2000年以降据え置き

○介助員の賃金が2000年以降上がっていないのはどういうことか。

○寄宿舎の職員は70%が臨時。寄宿舎教員の採用復活の署名を提出した。夜間に警備員を置くなど、安全対策を万全にしてほしい。



交渉前に寄宿舎署名を提出

○普通科の実習教員は、ここ13年間も採用がない。現場では正規職員は少なく「実習教員は要らない職」と言われているような気がする。ぜひ、採用試験を復活してほしい。

○再任用者の勤勉手当に成績評価で差をつける前に、まともな賃金・手当を払うべき。国が言っているからなどという回答は恥ずかしい。

まずは記録簿の適正な運用に努めたい。

★寄宿舎の問題、みなさんの思いを受け止める。臨時職員の割合が高いという課題も認識している。今後も対応について検討していく。

★実習教員採用問題について、なかなかできないのが現状。引き続き努力していく。

★介助員の月額報酬の問題については、本日要望をいただいたということで対応していく。

○扶養手当については、国追随の勧告を出さなかつた人事委員会の思いを受け止めよ。

○現給保障をやめた場合、生じる原資を地域手当の更なる引き上げに回すか、それとも給料を上げるかになると考える。その前提の上で現給保障の廃止を検討しているのか。

○「行革」による賃金カットが続いている中でも、教職員は子どもたちのために頑張ってきた。その思いをしっかりと受け止めてもらいたい。



交渉に参加する各支部の中央執行委員に届けるか、直接本部に郵送してください。